

食品安全委員会（第995回会合）議事概要

日 時:令和7年8月26日(火) 14:00~14:55
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般27名

(1) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「いのしし用の国産豚熱経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「チョウ目害虫抵抗性ワタ MON15947 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「フィプロニルの許容一日摂取量（ADI）を0.00019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.02 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・食品添加物「亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム並びに亜硫酸水素アンモニウム水」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム並びに亜硫酸水素アンモニウム水のグループとしての許容一日摂取量（ADI）を二酸化硫黄として0.71 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

（5）食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和8年度）（案）について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

（6）令和7年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。